

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：14401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885042

研究課題名(和文)核エネルギーの「平和利用」協力と日米同盟 1958-1968

研究課題名(英文)Peaceful Use of Nuclear Energy in Japan-U.S. Alliance

## 研究代表者

田中 慎吾(Tanaka, Shingo)

大阪大学・国際公共政策研究科・助教

研究者番号：80733534

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、以下に要約される。第1にそれは、1958年の日米原子力協定、1963年の日米IAEA原子力保障措置移管協定、1968年の新日米原子協定に関する外交史料の収集に成功したことである(ただし、1963年協定に関しては一部のみ)。第2に、本研究ではとくに1958年協定を重点的に、日米英の3カ国の外交史料の収集・分析に基づいて、その過程と意義を明らかにした点である。第3に、研究者同士が利用できる外交史料のデータベースの原型を作製したことである。

研究成果の概要(英文)：The primary fruits of this research project are summarized in three points. The first point is that the success of collecting of primary sources about four bilateral agreements regarding to peaceful use of nuclear energy between Japan and the United States (1958, 1963, 1968) and between Japan and the United Kingdom (1958). The second is that this research successfully could shed light on the whole process of the bilateral agreements in 1958 and its meanings in the foreign and defense policies of three countries. The third one is to make a prototype of database of primary sources.

研究分野：外交史

キーワード：日米関係論 核エネルギー

## 1. 研究開始当初の背景

2011年3月11日、東日本大震災が発生し、東京電力の福島第1及び第2原子力発電所が被災した。これにより放射性物質が同敷地内より漏洩し、日本にとって広島、長崎、第五福竜丸事件に続く4度目の大規模なヒバク(被爆・被曝)となった。

この事態は日本国内において、核エネルギーの「平和」利用の象徴といえる、原子力発電の経緯及びその是非について関心を高め、様々な論者が様々な観点から著作を発表するに至った。その流れは一時の勢いはないものの現在も続いている。

そもそも日本は、核エネルギーの「軍事」的利用である核兵器を、戦争中に使用された唯一の戦時被爆国を自他共に認め、その縮小や廃絶を願ってきた。他方で、核エネルギーの「平和」利用については、戦後の占領期間の研究開発の禁止期間を経て、1950年代半ばより、一貫して積極的推進を行ってきた。そしてその推進は、主に米国の援助の下においてなされてきた。そうした日米協力路線が構築されたのは、1955年に締結された、発電能力のない原子炉、いわゆる研究炉の建設・運営の協力を規定した、日米原子力研究協定であった。

こうした国策の下では、原子力発電所の立地選定をめぐる国内の議論は生じても、原子力発電推進の是非を論ずることは意識的・無意識的に避けられてきた。その忌避は、東日本大震災まで続いてきたといえる。

この忌避を生み出してきた一因と考えられるのが、日本とアメリカが構築してきた、核エネルギーをめぐる実に複雑な関係にある。その一つは、核兵器をめぐる被害者と加害者の関係であり、それに伴う、核兵器の軍縮の主導者とその対象者である。また、既に述べたように、平和利用をめぐる協力関係も構築してきた。さらには、日本の安全保障の根幹を形成する、核兵器による拡大抑止、すなわち「核の傘」の提供国と享受国という関係である。

このような核エネルギーをめぐる複雑な日米関係は、核兵器の究極的な廃絶を目指す一方で、核抑止に依存をすることとなり、明らかに矛盾を孕んできた。こうした矛盾を表出させないためにも、資源の少ない日本が国策として原子力発電を進める際、その是非を問うことが忌避されてきたのである。

こうした複雑な関係は、1950年代半ばから60年代に構築されたとみてよい。それは1968年1月30日に当時の佐藤栄作首相が発表した、日本の核政策は、非核三原則の堅持、核軍縮への貢献、米国の「核の傘」への依存、核エネルギーの「平和利用」の推進という4本の柱から成り立っていると、「核四政策」に象徴される。

これまでの日本における国際政治・外交史研究の大半は、これらの柱を個別に研究対象とし、その主たる関心は、「核の傘」の形成

に置かれてきた。例えば、近年の代表的研究の一つである、黒崎、「核の傘」の形成を米国の対日核不拡散政策の形成の側面から解明しようと試みた(黒崎、2006年)。そうした先行研究は、核兵器関連の外交史料を収集・分析することで、自らの設問への回答を目指してきたのである。

しかし、史料の大半が非公開であるがゆえに、先行研究は実証性という観点においては不十分であり、また、核四政策の内、その一つに焦点を絞りすぎたがゆえに、核エネルギーをめぐる日米関係の全体性を捉えきれたとはいえない状況にあった。

そこで申請者は、日米双方において大半が公開済みである、「平和」利用協力の側面から核エネルギーをめぐる日米関係を考察することで、「核の傘」の形成と発展の解明に新たな視座を提供することを試みてはどうかと考えるに至った。

## 2. 研究の目的

そこで本助成の申請に当たり、研究対象を、1950年代半ばから1960年代における、日米間の核エネルギーの「平和」利用協力とした。具体的な研究設問は以下のとおりとした。

第1に、米国の歴代政権(ドワイト・D・アイゼンハワー政権、ジョン・F・ケネディ政権、リンドン・B・ジョンソン政権)は、日本国内の一部で高まっていた核武装論を警戒しつつも、なぜ、そして、いかなる外交・安全保障政策上の判断に基づいて、日本の核武装能力を高めかねない「平和」利用協力を一貫して継続したのか。

第2に、日米同盟の根幹を成す「核の傘」の形成・発展において、日米間の核エネルギーの「平和」利用協力の形成・発展は、どのような関係にあったのか。

これら2点の研究設問に示されているように本研究は、日本側の立場に言及しつつも、米国側の見地からの解明を目指すものとした。

また、本研究を申請するに当たり、これらの直接的な目的の他に、もう一つの目的を設定した。それが、複数の研究者間で利用可能な外交史料のデータベースの作成と公開である。この目的を設定した理由は、日本における外交史研究を飛躍的に進捗せしめるための、新たな研究手法・態勢を考える良いきっかけになるのではと考えたからであった。

## 3. 研究の方法

以上に述べたように、本研究は1950年代から1960年代にかけて、日米間の「平和」利用協力の形成・発展が、現在の日米同盟の根幹を成している「核の傘」の形成・発展と、どのような関係にあったのかを解明するものとした。

そこで本研究は、これまで国内政策として

考えられてきた原子力発電の政策を、外交政策として考察するべく、当該分野の二国間協定交渉を分析することとした。具体的には、(1)1958年の「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下、1958年協定)(2)1963年の日米原子力協定による保障措置のIAEAへの移管に関する協定(以下、1963年協定)、そして(3)1968年に改定された、新日米原子力協定(以下、1968年協定)という三つの協定の分析である。

そして、これら協定を分析するには、当該する外交史料の収集が不可欠であり、それが研究の成否に直接的に関わってくる問題であった。

これらの史料を分析し、1958年協定交渉時のアイゼンハワー政権、1963年協定交渉時のケネディ政権、そして1968年協定交渉時のジョンソン政権において、各政権下の主要な各アクター(大統領府、国務省、国防総省、原子力委員会、軍部)の選好を史料から明らかにし、政権内部の調整過程を分析することで、対日「平和」利用協力が同政権の外交・安全保障政策においていかに位置づけられていたのかを解明することを考えたのである。

また、先の項目の目的の最後において記述した、外交史料のデータベース化については、データベース設計と構築のための必要な知識を、関連参考書やその他の類似データベースより習得するとともに、史料調査時には外交史料を高精度撮影し、データベースを構築することを考えた。

#### 4. 研究成果

以上の研究背景・目的・手法に基づいて、申請者は研究助成を申請し、その結果、採択された。

そこで申請者は、初年度となる平成26年度下半期より本研究を開始した。その際、1958年協定を分析する際に必須となる、1955年協定の再検討より開始した。そのために、改めて東京都港区麻布台に所在する外務省外交史料館、東京都千代田区永田町に所在する国立国会図書館憲政資料室において日本側の史料を収集した。また、以前に収集済みであった、米国メリーランド州カレッジパークに所在する国立公文書館、カンザス州アビリオンに所在するアイゼンハワー大統領図書館所蔵の史料を改めて精査した。

その結果、前ハリー・S・トルーマン政権以来、米国の対日核エネルギー政策の大前提は、日本の核エネルギー利用(「平和」および「軍事」を含めて)を米国の管理下に置き、それを日米安全保障条約と結びつけるというものであること、また、1955年協定とは日本をその政策の具現化の第一歩であること、アイゼンハワー政権が見なしていたこと

を明らかにした。

その後、1958年の日米原子力協定に関する史料収集に着手した。具体的には、上述の日本における2つの施設、そして米国においても上述の2施設を訪れ、関連史料の収集に成功した。

それらの1958年協定関連の史資料を読み進める内に、同日に締結された日英原子力協定が極めて日米交渉に影響を及ぼしていることが判明し、日英原子力協定をも分析する必要があると考えるに至った。それゆえ、英国ロンドン市キューガーデンに所在する英国国立公文書館を訪れ、関連の史資料の収集に成功した。

これら1958年の日米、日英、米英の2カ国間交渉に関係する、日米英3カ国の史資料を分析した結果、1958年の原子力協定の全体像を明らかにすることが出来た。それは以下に要約される。

第1にそれは、日本側と米国側の1958年協定に関する思惑の不一致であった。米国側にとってすれば1958年協定は、1955年協定の再検討で明らかにしたように、核エネルギーの「平和」利用も「軍事」利用と同様に、米国の管理下に入ることをより確固たるものにするという意味合いであった。しかし日本側にとって同協定の目的は、いかにして米国の管理を最小限に抑えつつ、米国の技術を輸入し、日本独自の研究開発路線を可能にすることにあったのである。

そのために、日本側が利用したのが英国であった。英国は二度に及ぶ世界大戦の影響を受けて国力が疲弊していたものの、戦時中の米英協力によって培った核エネルギーの知識を、戦後は米国に先駆けて核エネルギーの「平和」利用の実現に向けて注ぎ込んでいた。その売り込み先を探していた英国と、米国の紐付きを嫌う日本側の思惑が一致し、日英の原子力協定交渉が日米のそれに先行する形で進んだのである。

ここで米国アイゼンハワー政権は、日本のいかなる核エネルギー利用をも米国の管理下に置くことの米国の対日核エネルギー政策の大前提が崩壊することを嫌い、日英の原子力協定を阻止するべく行動にでた。

そこで英米間交渉が行われ、米国は英国に圧力をもって対峙した。しかし英国にとっても、本協定案件は簡単に放棄するわけにいかないものであった。なぜなら英国にとすれば本協定は、日英同盟の失効以来、日本側との協力案件であった。つまり、本案件は、戦間期において東アジアの盟主を米国に譲り渡した英国が、戦後の米国主導の東アジア秩序形成において、重要な楔を打ち込めるまたとのない機会として認識していたと考えられることを、本研究では指摘した。それゆえ英国は、米国の圧力に対して、アングロ・サクソンとして米英共同提案という形で、日本側と原子力協定を締結することまでをも提案するに至ったのである。

ただ残念なことに、こうした対日アングロ・サクソン協定を、アイゼンハワー政権がどのように受け止めたのかを示す史料は発見に至らなかった。おそらくは、英国側の真意を図りかねたために、本格的な検討に入らなかったものと推定された。いずれにせよ米英間交渉は破綻し、米英協調は叶わなかった。

そこで、米国は圧力の矛先を日本に向け、その結果として、三国の妥協点としての日英日米の原子力協定の同日署名に至ったことを、本研究は明らかにしたのである。

つまりこの1958年協定は、単に核エネルギーの「平和」利用をめぐる協定ではなく、戦後の東アジア秩序形成において、日米英間のパワー・ゲームを考察する面においても極めて興味深い案件だったのである。さらに、アイゼンハワー政権がトルーマン政権以来の対日核エネルギー政策の大前提である、米国の管理下における日本の核エネルギー利用に固執したこと、さらには、当時急速に発達していた核兵器の運搬能力により、日本の小笠原諸島に配備していた核兵器を除去したことに鑑みれば、日本の「核の傘」の誕生過程とは、米国のそれまでの対日核エネルギー政策が、「平和」と「軍事」利用の両側面から制度化されたものである可能性を示唆していたのである。

こうした1958年協定のみならず、本研究では残りの1963年および1968年協定についても各地において史料調査・収集を目指した。

具体的には、日本側史料については、外務省外交史料館および国立国会図書館憲政資料室において収集に成功した。また、米国の国立公文書館においても1963年と1968年の日米原子力協定の関係書類の収集に成功した。そしてテキサス州オースティンに所在するジョンソン大統領図書館にも赴き、1968年協定の史料収集についても成功した。

ただし、1963年協定の収集には予期せぬ問題が生じた。同史料が所蔵される、マサチューセッツ州ボストン郊外のケネディ大統領図書館を訪れたところ、滞在中、大雪のため施設が臨時閉館となり、殆ど史料を収集することが出来なかった。再訪を試みたものの、本研究の申請額に対して認可された額が、40%強であったこともあり、これ以上の史料調査は不可能であった。それゆえ、1963年協定に関しては、その分析を行うだけの十分な史料を集めるに至らなかった。

そして、研究助成の最終年度となる平成27年度においては、いくつかの手段により研究成果の公表にも努めた。一つには、大阪大学大学院国際公共政策研究科と防衛省防衛研究所との合同シンポジウムにおける発表である。また、西日本のアメリカ史研究において名の知られている、関西アメリカ史研究会より依頼を受け、「日米原子力協定1955-1958：アイゼンハワー政権の冷戦戦略

と対日政策の視点から」と題した発表を行った。さらに、同志社大学アメリカ研究所が発行している査読誌『同志社アメリカ研究』に査読付き論文として、「日米原子力研究協定」への道程 米国における核兵器使用の記憶と冷戦戦略」を公表するに至った。

このように1年半程の助成期間において、3カ国における数度に渡る史料調査を成功させ、その研究成果を2つの口頭発表と、一つの査読付き論文として公表し得たことが大きな成果である。

以上に述べた本研究の成果は、現時点において同様の研究が国内外に存在しないこと、また、2018年に期限を迎える、日米原子力協定の改定が迫っている現在においては、極めて有益な研究であったと確信している。なお附言すれば、2018年協定交渉は極めて重要かつ難航するものと予想される。なぜなら、それは現バラク・オバマ政権が進めている核燃料の管理強化により、日本に例外的に認められてきた使用済み核燃料の再処理権が不許可となる可能性が存在するからである。

本研究において分析が終えたのは1950年代の二つの協定のみにとどまったが、それでもこれらの協定経過が示していたように、日本も、米国がこの原子力協定を単にエネルギー政策としてではなく、安全保障政策の一端と位置づけて交渉していることを理解し、交渉することが肝要である。そうした際に、本研究成果は貴重な歴史的教訓を提示するものと考えられる。

今後の研究としては、予算不足ゆえに不十分に終わった1963年の史料の収集と分析、そして1968年の協定交渉についての分析を行い、不断の成果発表に従事していきたいと考えている。

最後に、データベース化であるが、データベースそのものの骨格は数度の議論を経て完成した。ただその検討過程において、一般公開には、著作権法といった権利関係の問題、そして、論文引用にかかわる実務上の問題を解決することが必要だと判明し、現時点での公開は見送ることとした。今後は、交流のある研究者同士での限定公開から開始したいと考えている。なお、議論を取り纏めた暫定的な成果を、「外交史研究の可能性と課題 政治学と歴史学のたゆらにて」として発表した。

#### <引用文献>

黒崎輝『核兵器と日米関係』有志舎、2006年。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

田中慎吾「日米原子力研究協定」への道程 米国における核兵器使用の記憶と冷戦戦略』、『同志社アメリカ研究』、査読有り、第52号、2016年3月、1-17頁。

〔学会発表〕(計3件)

田中慎吾「外交史研究の可能性と課題 政治学と歴史学のたゆらにて」、第3回同志社第三部門研究会、2016年2月、於同志社大学今出川キャンパス(京都府・京都市)

田中慎吾「日米原子力協定 1955-1958: アイゼンハワー政権の冷戦戦略と対日政策の視点から」、第250回関西アメリカ史研究会、2015年11月、於キャンパスプラザ京都(京都府・京都市)

田中慎吾、「日米核エネルギー協力体制の構築と形成 1952-1958」、国際安全保障フォーラム・イン・関西2015、2015年5月、於大阪大学中之島センター(大阪府・大阪市)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称: 該当なし

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 該当なし

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等 該当なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

田中 慎吾 (TANAKA Shingo)

大阪大学大学院国際公共政策研究科・助教

研究者番号: 80733534

### (2) 研究分担者

該当なし ( )

研究者番号: 該当なし

### (3) 連携研究者

該当なし ( )

研究者番号: 該当なし